

## 次期計画の策定に係る作業部会の設置について（案）

### 1 趣旨

平成 24 年に「仙台市障害者保健福祉計画」及び「第 3 期仙台市障害福祉計画」を策定して以来、障害者総合支援法の施行・改正や、障害者権利条約の批准に向けた各種法律の整備等、近年の障害のある方を取り巻く社会変化は急激であった。これまで本市においては、計画に基づいて障害福祉サービスの基盤整備を図るとともに、権利擁護や災害時の対応等の各種の取り組みを展開してきたが、次期計画の策定に向けて、重点的に取り組むべき施策や事業についてより専門的な提言を受けるため、作業部会を設置する。

### 2 委員の位置づけ

作業部会の構成員は、仙台市障害者施策推進協議会の委員及び仙台市障害者施策推進協議会条例第 4 条に規定される専門委員とし、専門委員には外部関係者を委嘱するものとする。

### 3 設置する作業部会（詳細は次ページに記載）

#### ◎ 障害児支援作業部会

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）」により、児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに基づき、障害のある児童に対する体系的な計画策定が必要となった。

これまで本市では、障害の早期発見や相談支援体制の整備等、障害のある児童に対する種々の取り組みを展開してきたが、乳幼児期、未就学期、学齢期から成人期につながる一貫した支援について、多くの課題が残されている。

また、重症心身障害児や医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備についても必要とされていることから、これらの諸課題を整理し、支援の今後の方向性を示し、解決する方策を検討する部会を設置するもの。

# 仙台市障害者施策推進協議会「障害児支援作業部会」の設置概要(案)

## 1 障害児支援作業部会を設置する趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）により、児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務付けられた。また、厚生労働省より発出された指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）において、①地域支援体制の構築、②保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、③地域社会への参加・包容の推進、④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、⑤障害児相談支援の提供体制の確保、の 5 つの柱を計画に盛り込むことが求められている。これに伴い、児童発達支援センターの整備、保育所等訪問支援の充実、重症心身障害児を支援する事業所の整備等が必要とされている。

本市では、発達相談支援センターを核とした相談支援事業や就学前療育施設の整備、放課後等デイサービス事業所の充実に取り組んできたが、対象者の急激な増加に伴う施設の不足や相談の待ち時間の長期間化、孤立する世帯に対する支援の困難さ、現在の法制度では支援が不十分な重症心身障害児等への支援手法等、種々の課題が存在している。

以上より、本市障害児施策体系の整理と諸課題の解決に向けた方策を検討し、具体的な方策を次期計画に反映させることを目的として、仙台市障害者施策推進協議会に障害児支援についての作業部会を設置し、専門的な知見に基づく意見・提言を求めるものである。

## 2 主な検討内容

- (1) 乳幼児期、未就学期、学齢期、成人期に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の今後の方向性について
- (2) 重症心身障害児及び医療的ケア児等の特別な支援が必要な障害のある児童に対する支援の今後の方向性について

## 3 想定する作業部会委員の構成

- ・ 施策推進協議会委員 2 名程度
- ・ 障害福祉サービス事業所の代表者 3 名程度
- ・ アーチル連絡協議会委員 1 名程度
- ・ 学識経験者 2 名程度

## 4 開催スケジュール等

		開 催 内 容
第 1 回	6 月中旬	・ 委員委嘱状交付、委員長・副委員長選出、検討依頼事項、検討の進め方 ・ これまでのアーチル連絡協議会での報告事項の整理及び課題の整理 ➤ H28-29 未就学児とその家族の相談支援体制の整備 ➤ H27-28 発達障害児者の地域生活の充実へ向けた支援体制の整備
第 2 回	7 月中旬	・ ライフステージに応じた支援の現状、課題、今後の方向性
第 3 回	8 月中旬	・ 特別な支援が必要な児童への支援の現状、課題、今後の方向性
第 4 回	9 月中旬	・ 第 1 期障害児福祉計画を策定するにあたっての重点事項の整理
第 5 回	10 月中旬	・ 提言書の報告（障害者施策推進協議会）